

最高裁秘書第 2420 号

(庶ろ-02)

令和2年10月8日

×高等裁判所長官殿  
地方裁判所長殿  
家庭裁判所長殿  
最高裁判所首席調査官殿  
最高裁判所大法廷首席書記官殿  
最高裁判所事務総局局課長殿  
司法研修所長殿  
裁判所職員総合研修所長殿  
最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総局秘書課長 大須賀 寛之

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における

弔意表明について（通知）

標記の合同葬儀の実施に伴い、内閣府事務次官から別添のとおり協力の依頼がありました。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

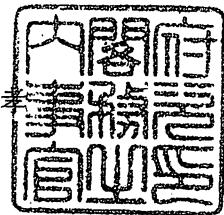


府 総 第 5 2 4 号  
令和 2 年 10 月 2 日

最高裁判所事務総長 中 村 慎 殿

内閣府事務次官

山 崎 重 春



「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における弔意表明について  
(依命通知)

標記について、本日別紙のとおり閣議了解されましたので、貴所においてもよろしく御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。

なお、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

1. 弔旗掲揚については、大正元年閣令第1号に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従つてもよいこと。
2. 黙とう時刻は、午後2時10分であること。



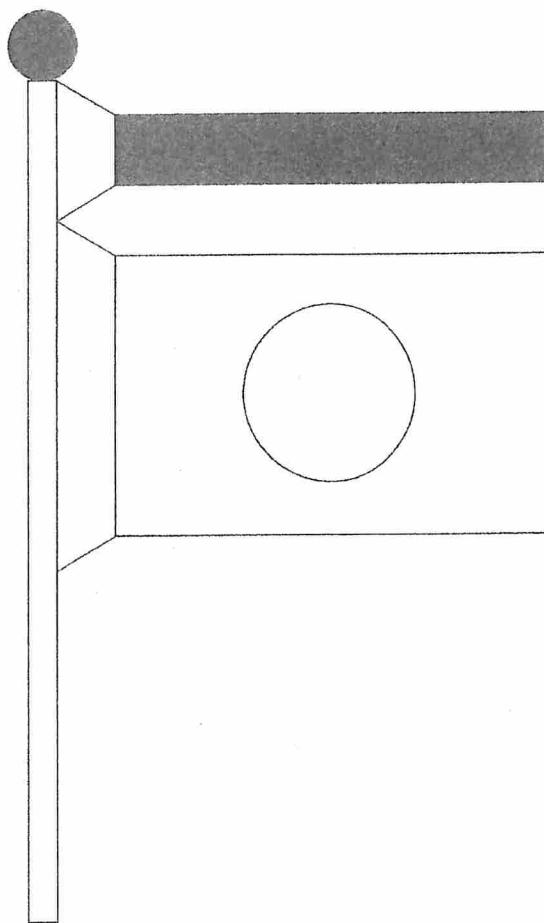
「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における  
弔意表明について

（令和2年10月2日）  
閣議了解

「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日（10月17日）には、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時刻（午後2時10分）に黙とうすること。
- 2 各府省は、前項と同様の方法により、哀悼の意を表するよう、各公署に対し協力方を要望すること。

## 参考



蔽  
ヒ 大  
且 襲  
旗 中  
竿 國  
ノ 上 旗  
ノ 頂 ヲ  
部 揭  
ニ 黑 揚  
布 ス  
ヲ ル  
附 ト  
ス キ  
ハ 方  
ヘ 閣 大  
竿 正 件  
シ 球 令 元  
其 ハ 年  
ノ 黑 第 七  
圖 布 月  
式 ヲ 一 三  
左 以 十  
ノ テ 号 日  
如 之  
シ ヲ